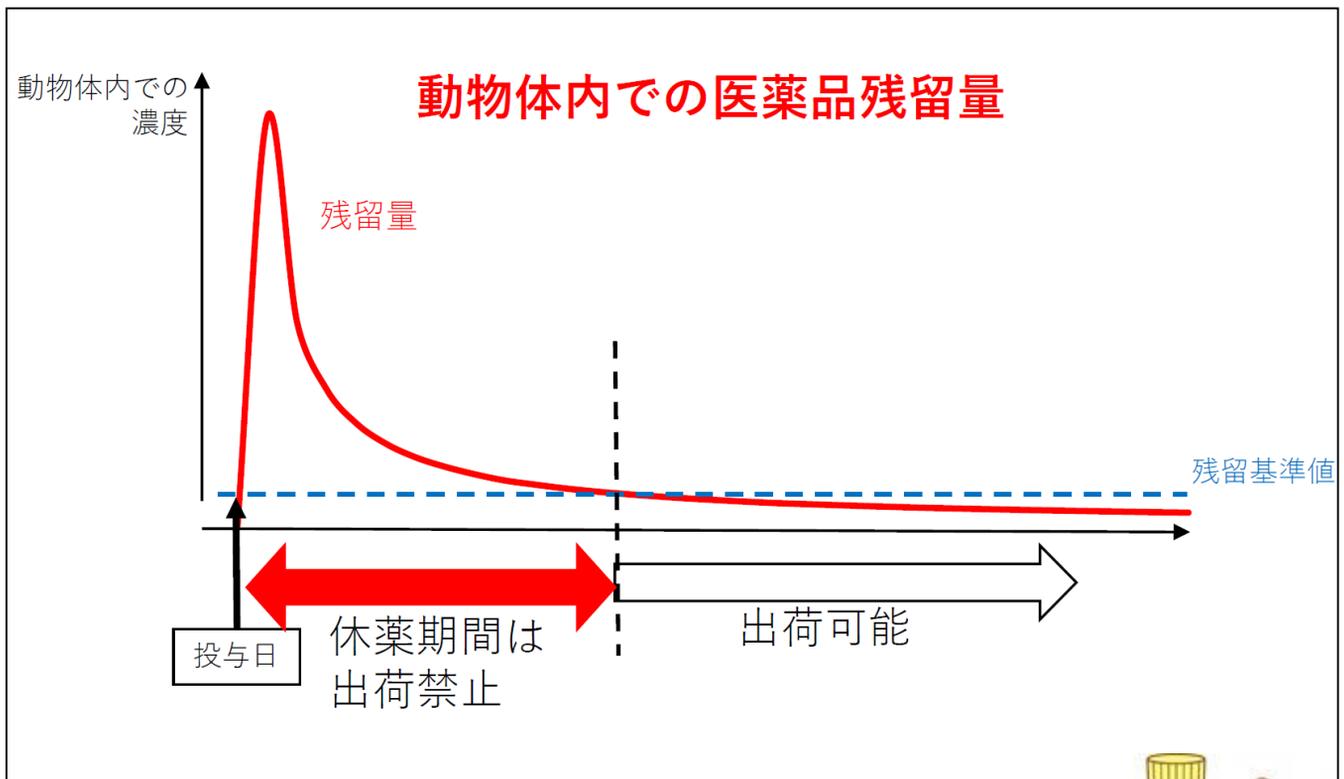


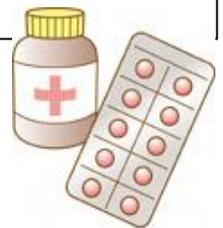
11月は薬剤耐性(AMR)対策推進月間です。

家畜への抗菌剤の使い過ぎなどにより、薬剤耐性菌(抗菌剤が効かない細菌)が増加すると、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されます。

また、使用した抗菌剤が、出荷した生乳・肉・卵に残留基準値以上に残留した場合は、食品衛生法に基づき、回収・廃棄の対象となります。

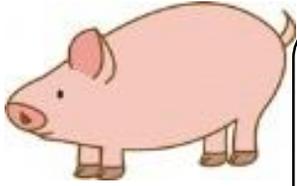


抗菌剤は用法・用量、使用禁止期間等を守って慎重に使用しましょう。



↓以下、農林水産省リーフレットから抜粋

薬剤耐性問題と畜産との関わりは？



抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

畜産関係者が実施すべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「抗菌剤の慎重使用」を徹底すること等が求められています。

具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。



詳細は、農林水産省HPに掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>



岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1
TEL : 058-201-0530
FAX : 058-201-0531

